

令和7年6月市議会 建設水道委員会資料

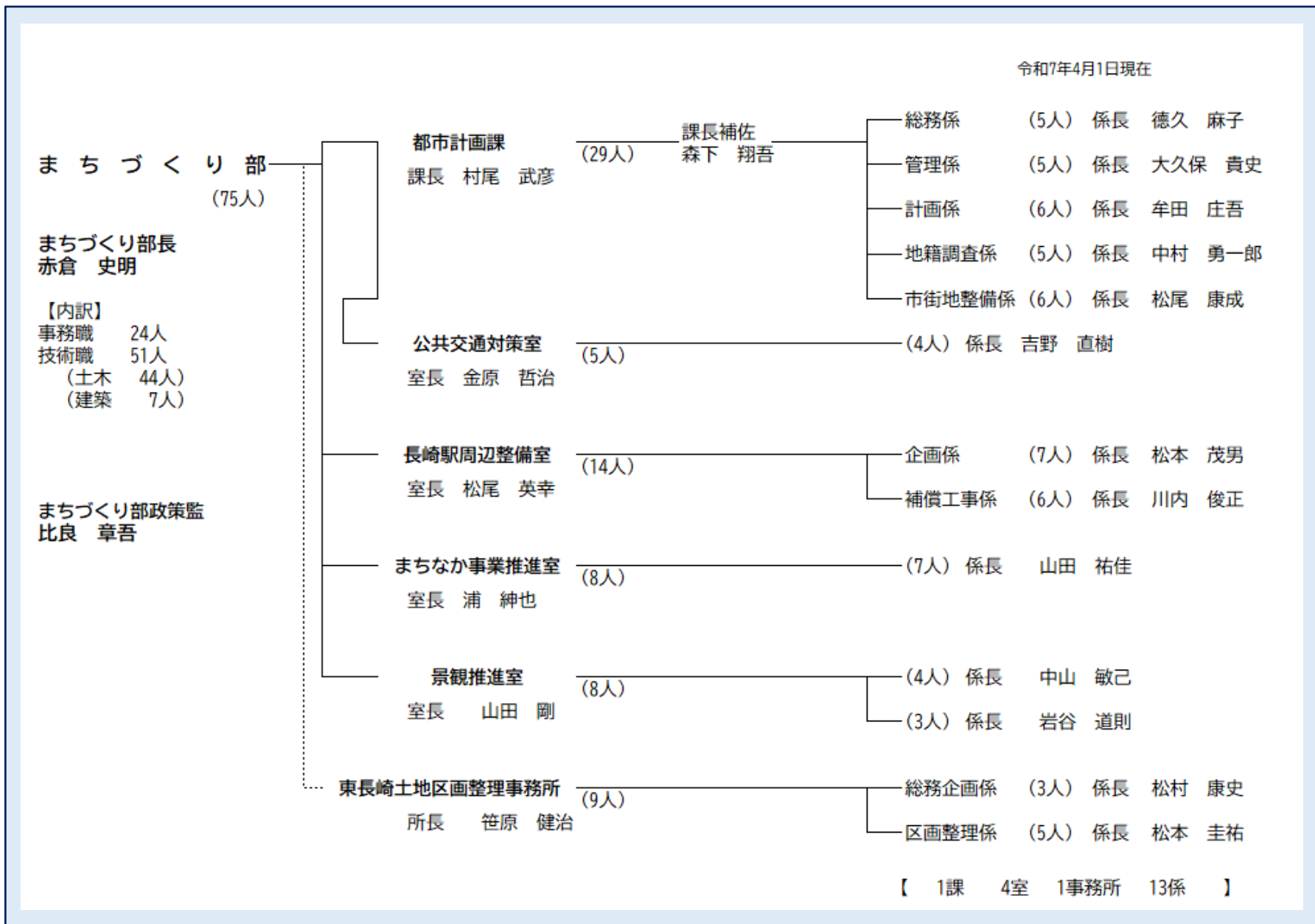
所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 分掌事務及び事務の現況等について	
(1) 機構表及び職員数	…2
(2) 分掌事務	…3～4
(3) 所管事務の現況等	…5～57

まちづくり部
令和7年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 機構表及び職員数



(2) 分掌事務

課、室等	分掌事務
都市計画課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (5) 住居表示の実施に関すること。 (6) 町界町名の変更に關すること。 (7) 都市計画及び都市計画事業に係る総合調整及び制限に関すること。 (8) 都市計画の決定に関すること。 (9) 都市計画区域、土地利用計画及び都市施設に係る調査及び企画に関すること。 (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の規制届出及び利用調査に關すること。 (11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出に關すること。 (12) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行の許可に關すること。 (13) 地籍調査に關すること。 (14) 港湾事業の振興に關すること。 (15) 港湾の管理に關すること。 (16) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関すること。 (17) 部の所管に係る公有水面の使用許可の副申に關すること。 (18) 茂木港船客待合所に關すること。 (19) 伊王島港ターミナル、高島港ターミナル及び池島港船客待合所の設置、改良及び利用の許可に關すること。 (20) 港湾関係団体との連絡調整に關すること。 (21) 市街地整備に係る調査及び計画策定に關すること。 (22) 市街地整備を目的としたまちづくり活動の支援に關すること。 (23) 市街地再開発事業等に關すること。 (24) 土地区画整理事業（長崎駅周辺整備室及び東長崎土地区画整理事務所の所管に係るものを除く。）に關すること。 (25) 町界町名整理審議会、都市計画審議会及び都市再生整備計画事業評価委員会に關すること。 (26) 公共交通対策室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に關すること。 (27) 部内事務の連絡調整に關すること。

課、室等	分掌事務
公共交通対策室	(1) 地域公共交通に関すること
長崎駅周辺整備室	(1) 長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区内における土地区画整理事業の総合調整及び施行に関すること。 (2) 長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区内における建築等の許可に関すること。 (3) 長崎駅周辺土地区画整理審議会に関すること。 (4) 九州新幹線西九州ルート及びJR長崎本線連続立体交差事業に関すること。
まちなか事業推進室	(1) まちなかの魅力向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること。 (2) まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会に関すること。 (3) 庁舎前広場（市庁舎の正面玄関前の広場をいう。）の利用及び活用の促進に関すること。
景観推進室	(1) 景観計画に関すること。 (2) 公共掲示板に関すること。 (3) 屋外広告物に関すること。 (4) 環長崎港夜間景観向上基本計画に係る夜間景観の整備に関すること。 (5) 歴史的風致の維持及び向上に係る総合調整に関すること。 (6) 景観審議会、ながさきデザイン会議及び歴史的風致維持向上協議会に関すること。
東長崎土地区画整理事務所	(1) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理事業の施行に関すること。 (2) 東長崎地区土地区画整理事業廃止区域内における都市基盤施設整備事業の施行に関すること。

(3) 所管事務の現況等

課、室等	分掌事務
都市計画課	1 部の総括、部内予算の経理事務等に関すること 2 都市計画決定・変更に関すること (1) 都市計画の内容 - ア 土地利用（市街化区域・市街化調整区域、用途地域 等） - イ 都市施設（道路、公園、下水道 等） - ウ 市街地開発事業（土地区画整理事業 等） - エ 地区計画等 (2) 長崎市都市計画審議会の運営 令和6年度：2回開催（付議件数：8件） 3 都市計画等に係る調整・調査・企画に関すること (1) 都市計画及び都市計画事業に係る調整 (2) 都市計画の基礎調査 (3) 用途地域、地区計画などに関する調査・企画 (4) 長崎都心まちづくり構想の進捗管理 (5) 長崎まちづくりのランドデザインの策定 4 都市計画等に係る制限等に関すること (1) 市街化区域・市街化調整区域、用途地域等の確認 令和6年度：37件 (2) 都市施設等の区域内における建築等の規制に関する許可 令和6年度：9件 (3) 風致地区の区域内における建築等の規制に関する許可 令和6年度：13件 (4) 地区計画区域内の建築等の審査 令和6年度：61件 (5) 立地適正化計画区域内の届出対象行為等の審査 令和6年度：2件（平成30年8月1日より届出開始） (6) 国土利用計画法に基づく土地取引の審査 令和6年度：19件 (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の審査 令和6年度：8件

課、室等	分掌事務
都市計画課	5 市街地整備に関すること (1) 市街地再開発事業 ア 幸町地区優良建築物等整備事業（長崎スタジアムシティプロジェクト）に係る支援及び関係機関等との連絡調整 令和2年度 基本設計 令和3年 3月 「民間都市再生事業計画」の認定（国土交通大臣） 令和3年 6月 「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」に選定（スポーツ庁及び経済産業省） 令和3年 5月～令和4年6月 実施設計 令和4年 7月 工事着手 令和6年 10月 開業 イ 浜町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との連絡調整 平成27年 1月 準備組合設立 平成28年 3月 推進計画策定 平成31年 3月 浜町地区まちづくり方針策定 令和 2年 1月 6番東街区、8番東街区、9番街区において準備組合設立 ※現在、権利者の合意形成に向けた取組みなどが進められている。 ウ 大黒町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との連絡調整 令和 6年 3月 準備組合設立 令和 6年 9月 事業協力者決定 令和 7年 5月 都市計画決定 ※現在、再開発組合設立に向け事業計画等の検討が進められている。 (2) 斜面市街地再生事業 住宅市街地総合整備事業として国の事業認可を受けた8地区における基盤整備に係る計画の見直し

課、室等	分掌事務																											
都市計画課	6 住居表示・町界町名に関すること (1) 住居表示の実施、町界町名の変更 (2) 新築建物等の住居番号の設定 (3) 住居表示板の維持管理 (4) 長崎市町界町名整理審議会の運営 7 港湾施設の管理に関すること <table><tr><th>施設名</th><th>建築面積</th><th>供用開始日</th></tr><tr><td>茂木港船客待合所</td><td>240㎡</td><td>昭和55年4月7日</td></tr><tr><td>高島港ターミナル</td><td>417㎡</td><td>昭和47年4月1日</td></tr><tr><td>伊王島港ターミナル</td><td>325㎡</td><td>平成元年7月15日</td></tr><tr><td>池島港船客待合所</td><td>82㎡</td><td>平成7年4月1日</td></tr></table> 8 地籍調査に関すること (1) 地籍調査の計画及び実施 ア 所有者、地番、地目及び筆界（境界）の調査 イ 一筆ごとの測量及び地積の測定 ウ 成果地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）の作成 (2) 進捗率（令和6年度末） <table><tr><th>区分</th><th>調査対象面積</th><th>調査済面積</th><th>進捗率</th></tr><tr><td>長崎市全域</td><td>386.75km²</td><td>167.99km²</td><td>約43%</td></tr><tr><td>旧長崎市 （人口集中地区）</td><td>232.46km² （36.03km²）</td><td>17.22km² （14.18km²）</td><td>約 7% （約39%）</td></tr></table>	施設名	建築面積	供用開始日	茂木港船客待合所	240㎡	昭和55年4月7日	高島港ターミナル	417㎡	昭和47年4月1日	伊王島港ターミナル	325㎡	平成元年7月15日	池島港船客待合所	82㎡	平成7年4月1日	区分	調査対象面積	調査済面積	進捗率	長崎市全域	386.75km ²	167.99km ²	約43%	旧長崎市 （人口集中地区）	232.46km ² （36.03km ² ）	17.22km ² （14.18km ² ）	約 7% （約39%）
施設名	建築面積	供用開始日																										
茂木港船客待合所	240㎡	昭和55年4月7日																										
高島港ターミナル	417㎡	昭和47年4月1日																										
伊王島港ターミナル	325㎡	平成元年7月15日																										
池島港船客待合所	82㎡	平成7年4月1日																										
区分	調査対象面積	調査済面積	進捗率																									
長崎市全域	386.75km ²	167.99km ²	約43%																									
旧長崎市 （人口集中地区）	232.46km ² （36.03km ² ）	17.22km ² （14.18km ² ）	約 7% （約39%）																									

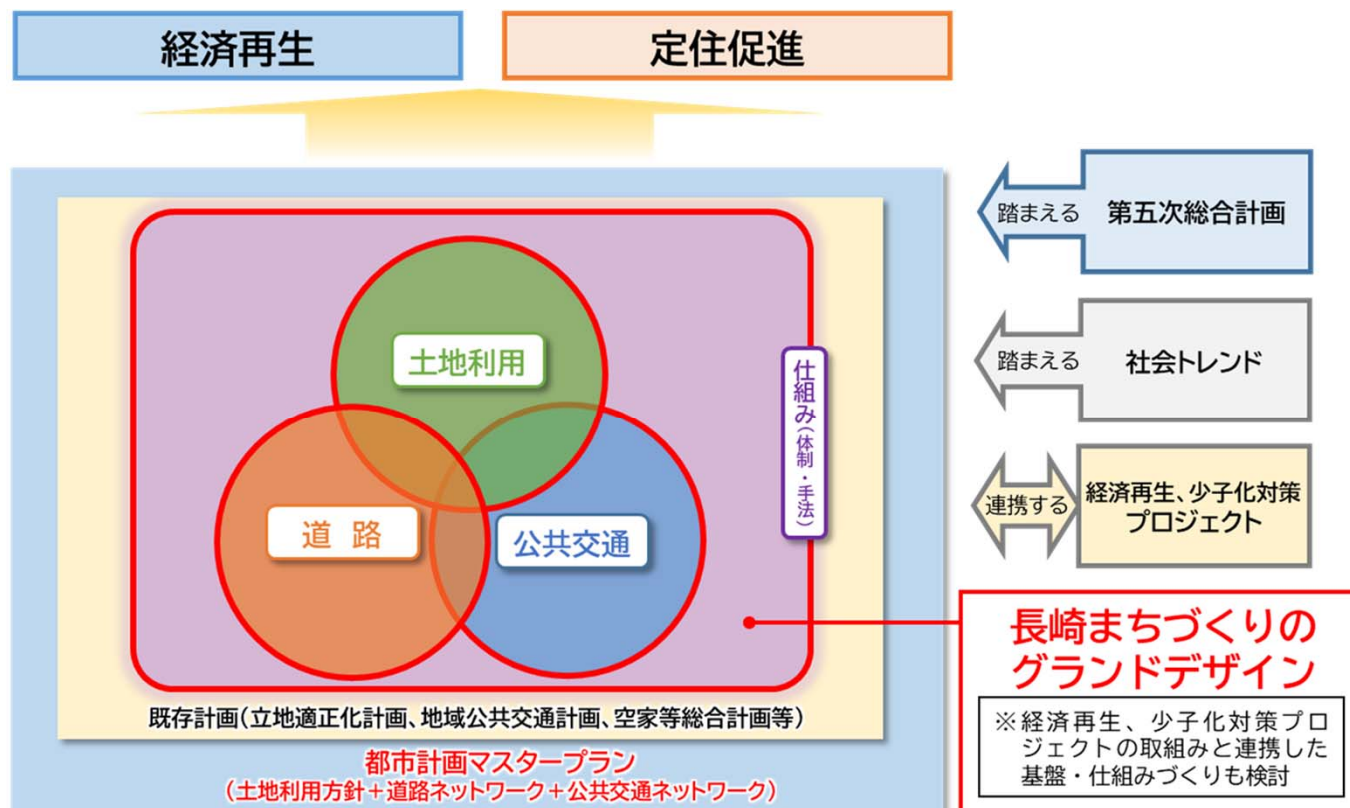
参考1 長崎まちづくりのグランドデザインの策定スケジュールについて

(1) グランドデザインの概要

ア グランドデザインの位置づけ

グランドデザインは、経済再生・定住促進をまちづくりの分野から後押しするため、道路・交通・土地利用といった「基盤づくり」とまちの質を高めるための「仕組みづくり」を柱とする長期的なまちづくりの方向性を示し、多様な関係者が取組みのベクトルを合わせるための羅針盤となるもの。

<グランドデザイン検討の枠組み>



イ 5つの重点テーマ（エリア・ネットワーク）

エリアの視点から「A 都心部」「B 地域拠点・生活地区」「C 斜面市街地」、ネットワークの視点から「D 広域連携」「E 都心部と周辺部のつながり」を重点テーマとして設定。



(2) スケジュール

ア 当初スケジュール

年度	令和6年度			令和7年度								
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
策定状況		策定方針			素案					策定		
市議会		所管			↑					↑		
市 民							説明会					
検討委員会		第3回			第4回			パブコメ		第5回		

イ 変更スケジュール

年度	令和6年度			令和7年度								
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
策定状況		策定方針					素案			原案		策定
市議会		説明				本日	↑	↓	説明	↑	↓	↑
市 民				若者 意見交換	オープン ハウス※			意見募集 説明会	↑		パブコメ	↑
検討委員会		第3回					第4回					第5回

※オープンハウス：計画の検討状況をパネル等を用いて説明し広く意見をいただくもの

ウ 第3回検討委員会でのご意見（抜粋）

- ・ 市民や若い世代の意見を聴く場をもっと確保して欲しい。
- ・ 市外にお住まいの方々の意見も取り入れながら検討して欲しい。

ア 実施概要

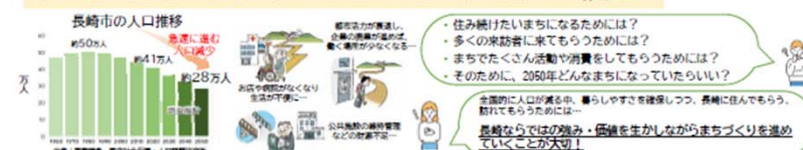
- ・ グランドデザインの検討内容について広く意見をいただくため、下記のとおり市内5か所に説明ブース設置
- ・ 通りすがりの方にお声がけし、パネルで検討内容を説明し、シールを貼付けていただきながら意見聴取を実施

<開催日程・場所>

日時		場 所
5月8日(木)	10時 ～ 16時	長崎市役所
5月10日(土)		ベネックス恐竜博物館
5月11日(日)		道の駅そとめ
5月12日(月)		東部地区にこにこセンター
5月13日(火)		長崎駅前

< パネルの一例 >

■ 長崎まちづくりのグランドデザインの検討



■ 長崎の強み・価値を生かすまちづくり

<まちづくりの理念【全体】(案)>

多様な魅力が多くの人・企業をひきつけ、長崎独自の暮らし方や
過ごし方を選択でき、だれもが安全・安心に暮らせる長崎づくり

シール貼付け欄

- | | | |
|--|---|--|
| <p>1 国内外から多くの人々が訪れ、
交流や活動ができる</p> <p>☒ そうなって欲しい ☐ そうなって欲しくない</p> <p>シール貼付け欄</p> | <p>2 色々な暮らし方・
過ごし方を選べる</p> <p>☒ そうなって欲しい ☐ そうなって欲しくない</p> <p>シール貼付け欄</p> | <p>3 どこに住んでも
生活サービスを受取できる</p> <p>☒ そうなって欲しい ☐ そうなって欲しくない</p> <p>シール貼付け欄</p> |
|--|---|--|

広域交通網の充実、公共交通機関や光回線が充実



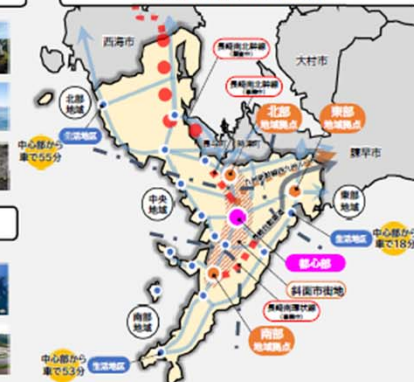
豊富な観光資源・交流機能



暮らし方・過ごし方にバリエーション



まち全体がコンパクト



イ 実施結果

<実施状況>



<意見聴取人数>

単位：人

場 所	市内	市外	合計
長崎市役所	64	2	66
恐竜博物館	15	37	52
道の駅そとめ	57	28	85
東部地区 にこにこセンター	45	1	46
長崎駅前	41	24	65
合計	222	92	314

<ご意見（抜粋）>

観光客（長崎駅前）

- バスの本数の多さにびっくりした。路面電車もとても便利。
- 長崎駅から浜町まで歩行ルートが分かりづらかった。回遊しやすい、回遊が生まれる通りがあると良い。

市民（東部地区にこにこセンター）

- 自宅近くでちょっとした買い物ができる場所があると助かる。バスの便数が少なく大変不便。行きは歩き、帰りはバスで生活している。

市民（道の駅そとめ）

- 長崎の食や自然をもっと活用すべき。島原では地元の有機野菜を活用し新たな魅力を生み出している。

参考2 大黒町地区第一種市街地再開発事業について

《事業計画》

■事業主体：大黒町地区市街地再開発準備組合

※事業計画作成後変更の可能性あり

■事業内容：総事業費 約210億円（予定）

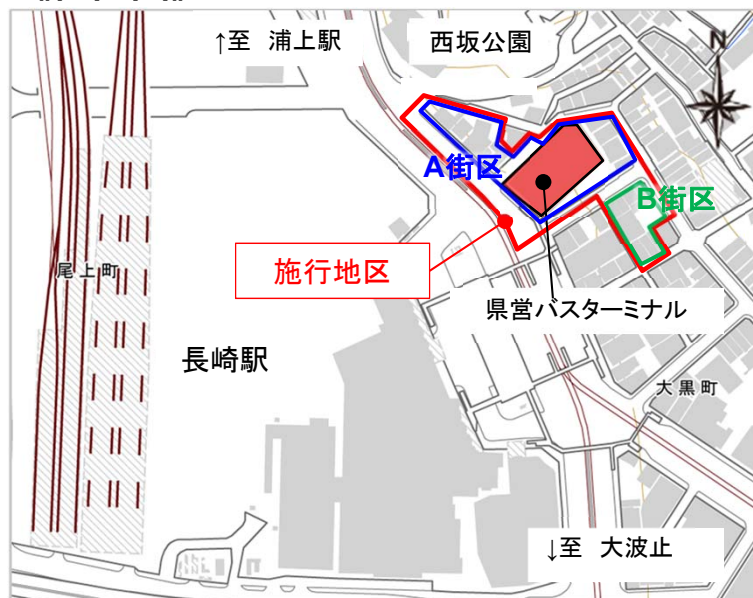
施行面積 約0.9ha

延べ面積 約21,000㎡（予定）

主な用途 バスターミナル、商業・業務・宿泊施設、駐車場 等

■事業内容（令和7年度）：事業計画作成（測量、基本設計、権利調査、建物調査、資金計画）、地質調査

《位置図》



《主な事業効果》

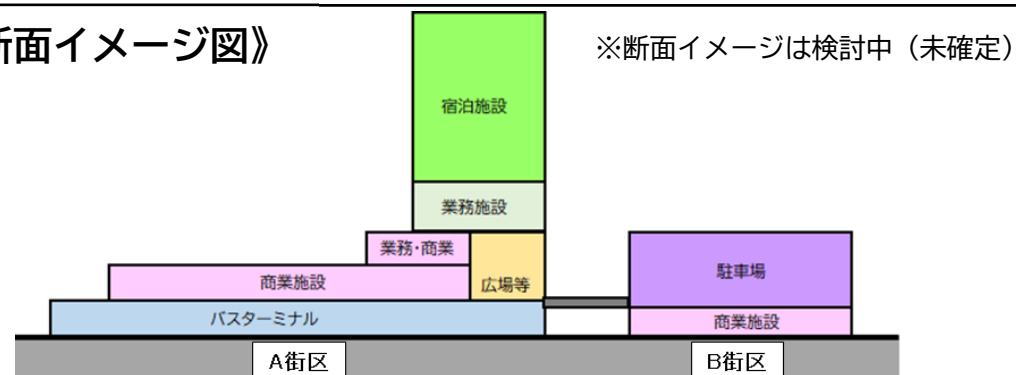
● 交通結節機能強化

- ・バスベイ設置による国道の混雑緩和
- ・安全快適でバリアフリーに配慮した待合環境の提供 など

● 都市再生・景観向上

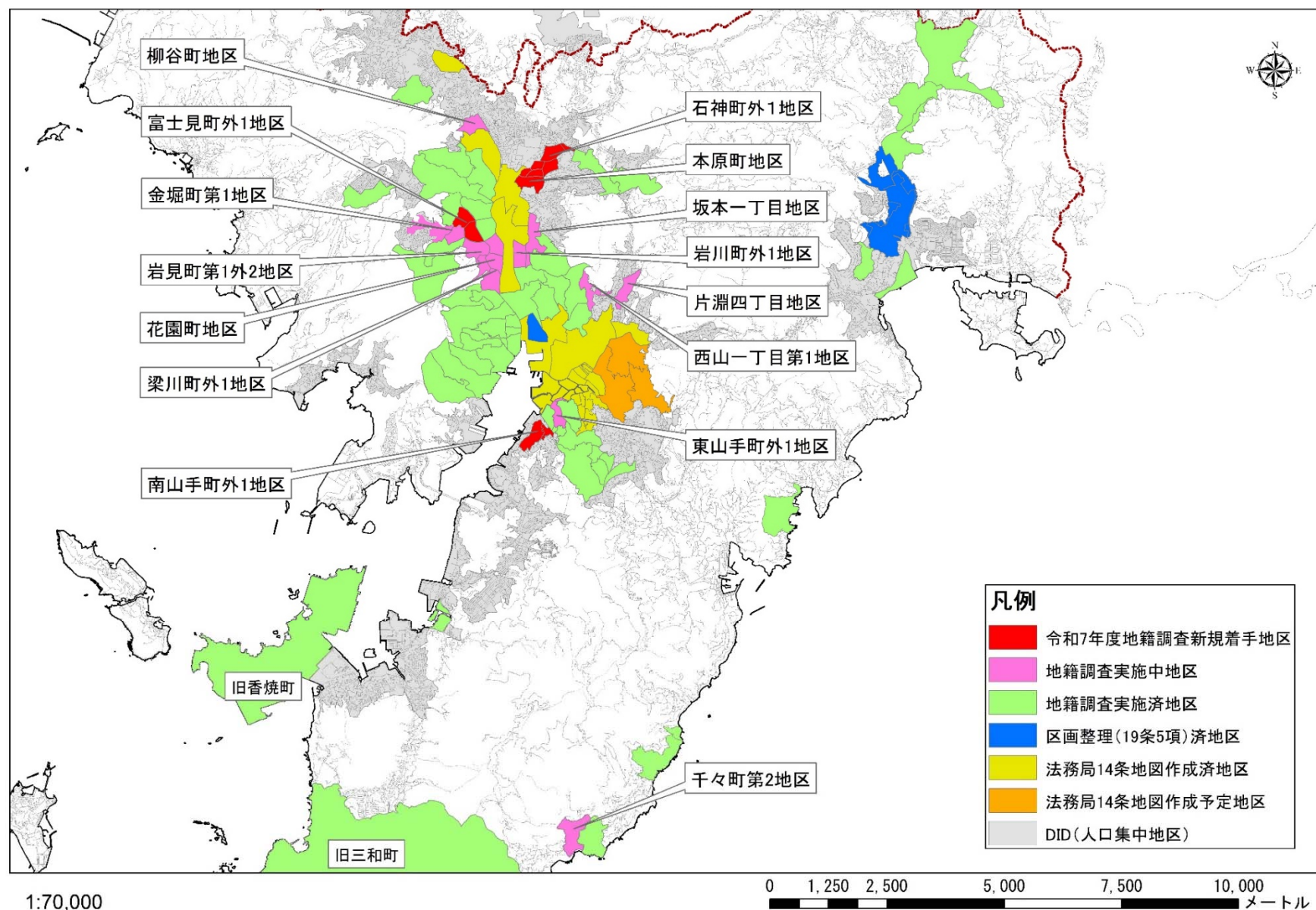
- ・耐火建築物への更新による防災性の向上
- ・日本二十六聖人殉教地（西坂公園）への眺望確保 など

《断面イメージ図》



参考3 地籍調査について

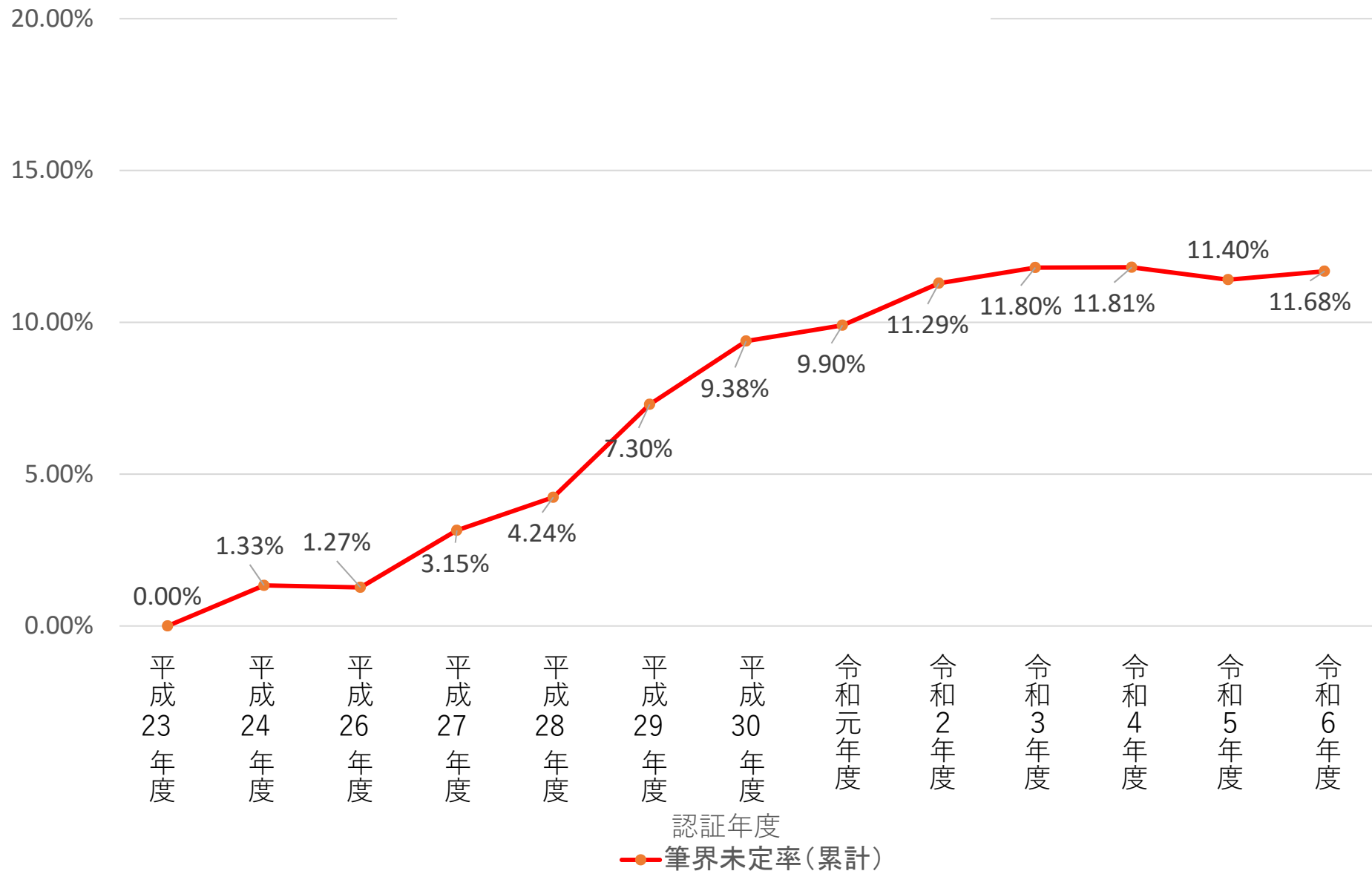
(1) 令和7年度地籍調査実施地区等概略図



(2) 筆界未定の発生防止に係る市議会からの申し入れへの対応について

申入れ事項	対 応 状 況
筆界未定となった場合には、隣接地を含めて、土地取引等に大きな支障を及ぼすことを周知すること。	○ホームページに新たなページを作成 新たに「筆界未定のデメリット」のページを創設（実施済み） ○現地立会不協力者及び隣接地権者への協力要請の強化 隣接地権者への聞き取りや現地立会不協力者宅への訪問などの十分な期間の確保（実施予定）
市から受託業者に対し、筆界未定の発生防止に努めるよう指導するとともに、市も積極的に関与すること。	○事業者との申入れ内容の共有 事業者説明会を開催、申入れ文書を提示、内容を共有し、連携して筆界未定の発生防止に取り組むことを確認（実施済み） ○現地立会不協力者情報共有と個別対策協議の年内実施 年内に市と受託業者とで現地立会不協力者の情報を共有、土地ごとに個別対策協議を実施（実施予定）
国の新制度の活用も含め、あらゆる手段を用い、筆界未定の発生防止に最大限努めること。	○個別対策協議に基づく受託業者と連携した取組の実施 年内に実施した土地ごとの個別対策協議に基づき、国の新制度の活用など筆界未定の発生防止策を実施（実施予定）
地籍調査の有効性とその意義を広く市民への周知啓発を徹底すること。	○ホームページに新たなページを作成 新たに「地籍調査の有効性とメリット」のページを創設（実施済み）

(3) 地籍調査における筆界未定率の推移



注：平成25年度認証地区なし

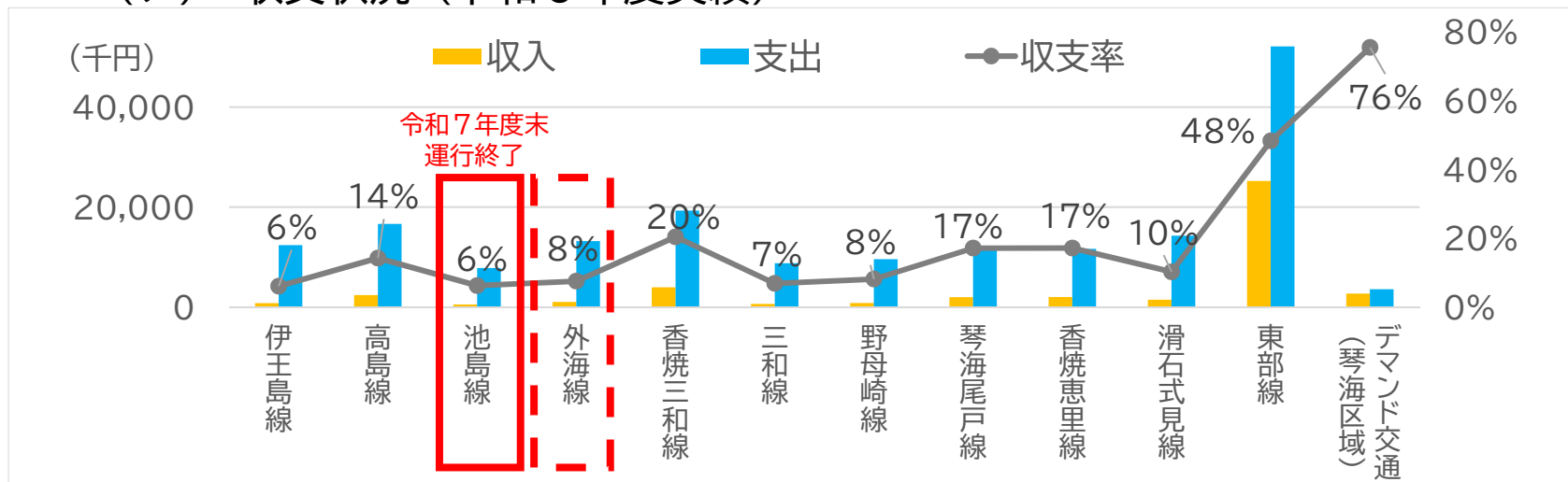
課、室等	分掌事務
公共交通対策室	1 公共交通に関すること (1) 鉄道、バス、路面電車、タクシー、航路等に関する計画・調査・研究及び関係機関との連絡調整 (2) 公共交通空白地域対策に関する計画・調査・研究及び関係機関との連絡調整 (3) コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通(予約型乗合タクシー)等の運行、離島航路の運航に対する支援 ア コミュニティバス 11路線（伊王島線、高島線、池島線、外海線、香焼三和線、三和線、野母崎線、琴海尾戸線、滑石式見線、香焼恵里線、東部線） イ 乗合タクシー 5地区（丸善団地、矢の平・伊良林、北大浦、金堀、西北） ウ デマンド交通(予約型乗合タクシー) 1地区（琴海地区） エ 離島航路 2航路（長崎～伊王島～高島航路、池島～神浦航路）

参考4 コミュニティ交通の現状と見直し方針について

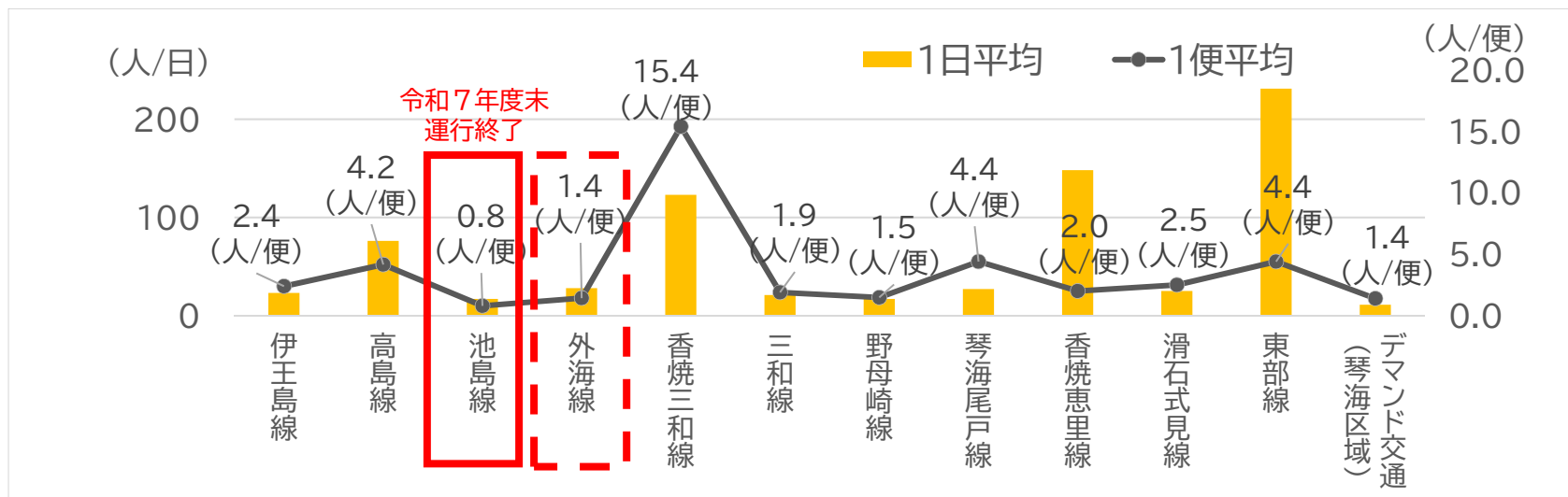
(1) コミュニティ交通の現状

ア コミュニティバス

(ア) 収支状況（令和6年度実績）



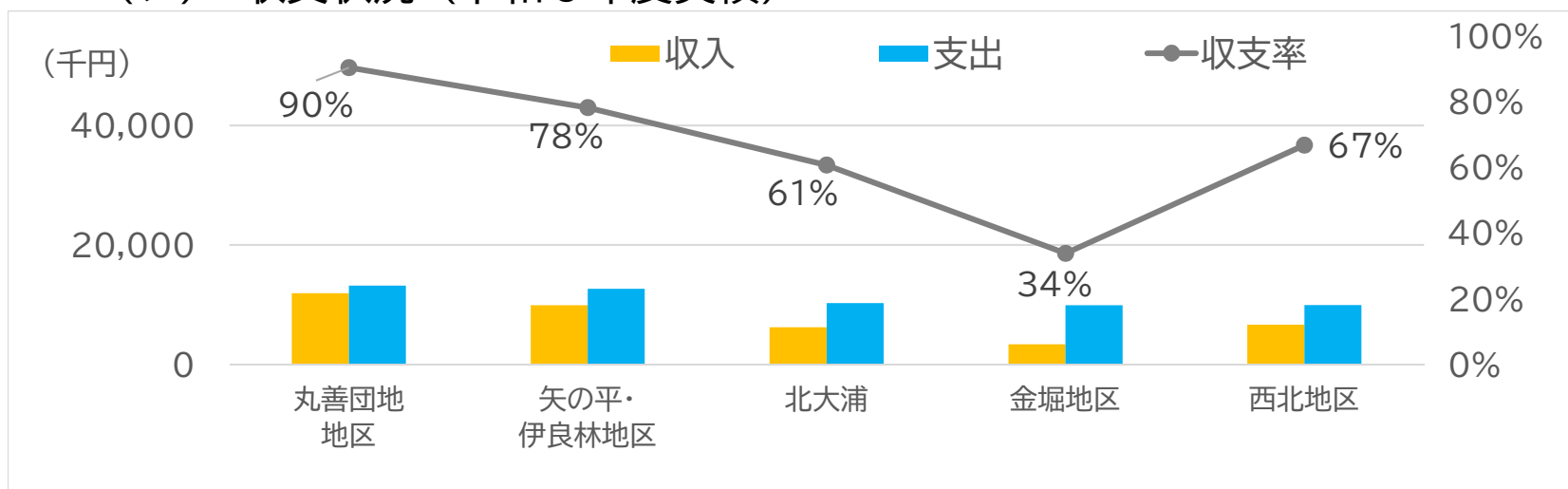
(イ) 利用状況（令和6年度実績）



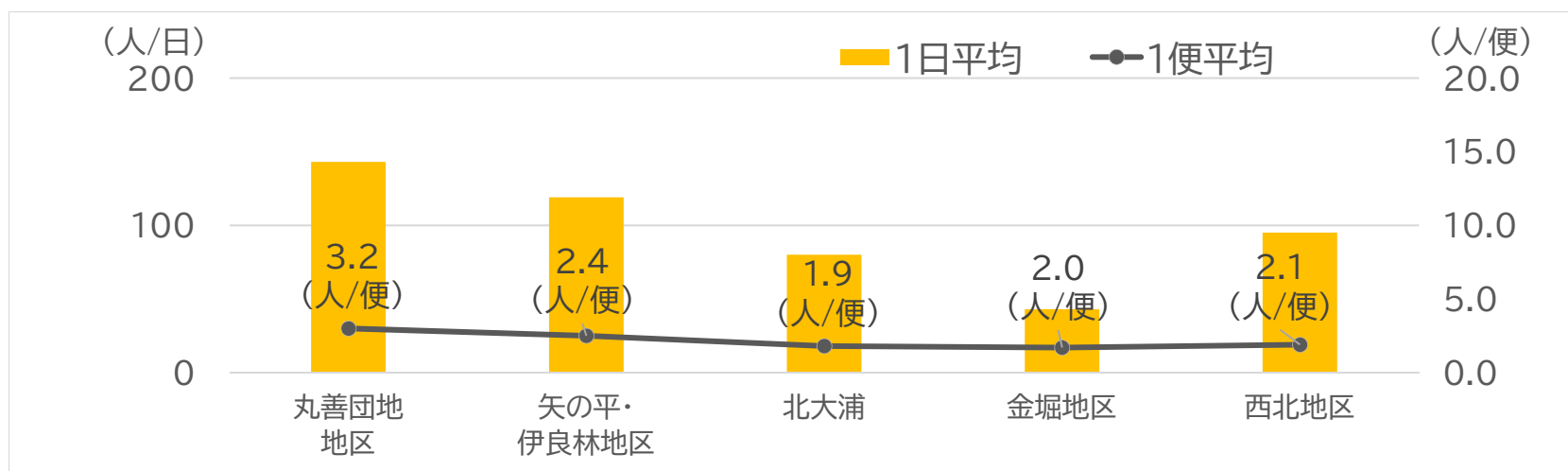
本年度、外海線から順次見直しを図っていく予定

イ 乗合タクシー

(ア) 収支状況（令和6年度実績）



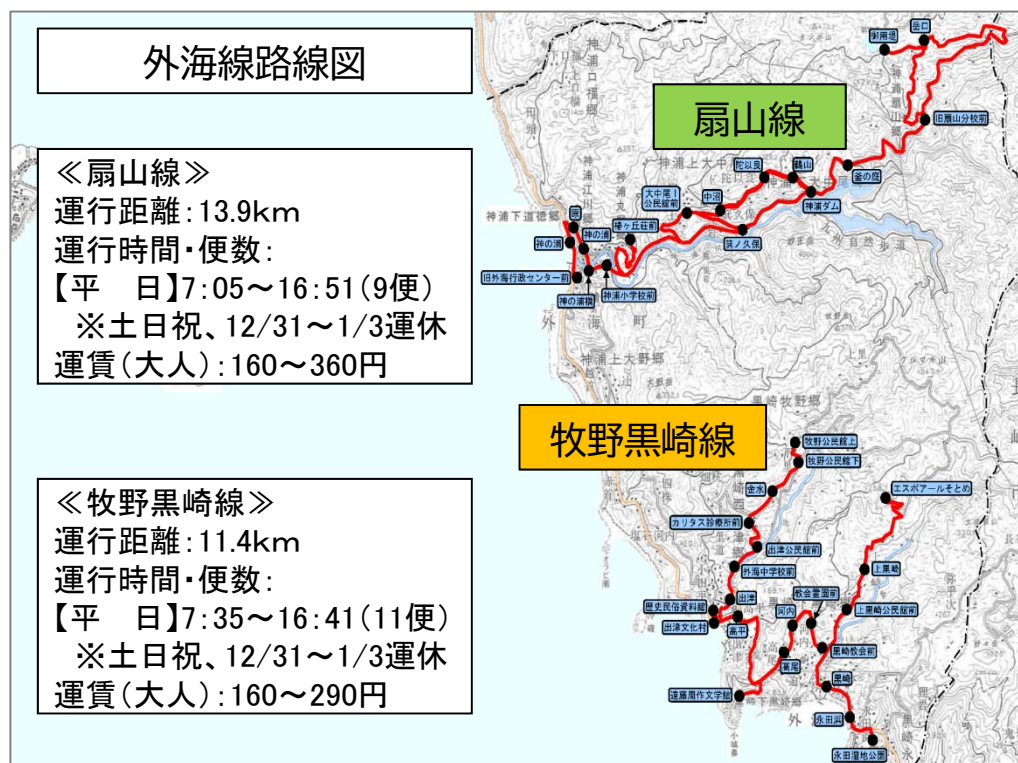
(イ) 利用状況（令和6年度実績）



本年度、全地区の見直しに向け地域と協議予定

(3) 令和7年度の見直し方針

ア コミュニティバス外海線



日あたりの利用者数 (R5.4~R6.3実績)



《 課 題 》

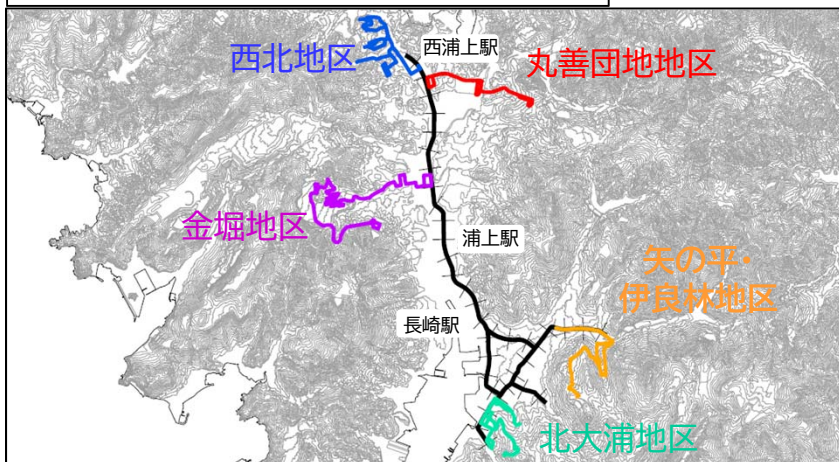
- 扇山線の利用者数は、圧倒的に少なく、コミュニティバスで運行する必要性が低い
- ただし、学生利用があるため定期便としての移動手段確保が必要

《 見直し方針 》

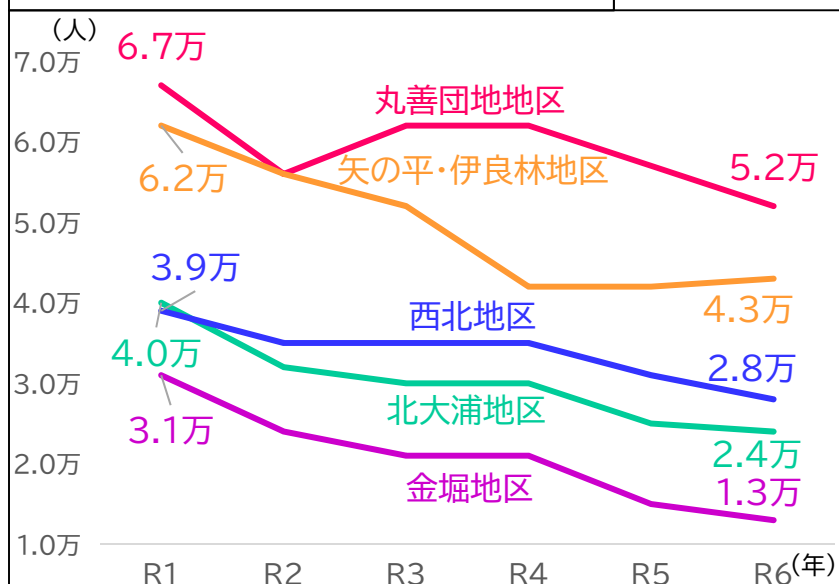
- 扇山線は、朝夕の通学便のみの運行とし、それ以外の便は廃止とする
- 廃止となる時間帯の代替手段として、地域住民の皆様が参画する公共ライドシェアやボランティア運送の導入を検討する
- 令和8年4月からの見直しを目指す

イ 乗合タクシー5地区

乗合タクシー路線図



年間利用者数の推移 (R1～R6)



《 課 題 》

- 利用者数が減少傾向で、公費負担も年々増加している
- 運行事業者より、運転士の確保に苦慮していることから、運行時間の短縮や適切な休憩時間の確保など、運転士の負担軽減を行ってほしいとの要望がある

《 見直し方針 》

- 限られた市の財源を有効活用し、運転士の労働環境に配慮した持続可能な乗合タクシー運行を確保に向けた見直しを実施する。

- ア 全5地区における運行時間の短縮及び昼間時間帯の減便
- イ 矢の平・伊良林地区における日祝日の運休
- ウ 西北地区における一部路線の廃止
- エ 金堀地区におけるデマンド型運行への移行の検討

- 令和7年8月以降からの運行見直しを目指す

課、室等	分掌事務
長崎駅周辺整備室	1 長崎駅周辺土地区画整理事業及び街路事業に関すること (1) 土地区画整理事業に係る関連計画の策定並びに事業推進に向けた関係機関等との相互連絡調整 (2) 土地区画整理事業及び街路事業（土地区画整理事業施行地区外）に係る調査、設計及び施工 (3) 土地区画整理審議会の運営 (4) 土地区画整理事業の施行に伴う条例・規則の制定及び改正 (5) 長崎駅周辺まちづくり審議会の運営 【長崎駅周辺土地区画整理事業の概要】 ア 事業概要 事業名称：長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業 長崎駅周辺土地区画整理事業 施行者：長崎市 都市計画決定：平成20年12月26日 施行区域：長崎市尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部 施行面積：約19.1ha 事業期間：平成21年度～令和10年度（令和8年度工事完了予定） 事業費：約185億円 権利者数：11人（土地所有者） 減歩率：約38%（平均） イ 進捗状況 仮換地指定率（面積ベース）：約96%（令和6年度末） 進捗率（事業費ベース）：約89%（令和6年度末）

課、室等	分掌事務
長崎駅周辺整備室	【長崎駅東通り線（土地区画整理事業施行地区外）の概要】 ア 事業概要 施行者：長崎市 都市計画決定：平成20年12月26日 施行区域：長崎市宝町の一部 施行延長：L=約60m 施行幅員：W=約14m 事業費：約10億円 事業期間：令和元年度～令和8年度 イ 進捗状況 進捗率（事業費ベース）：約40%（令和6年度末） 2 JR長崎本線連続立体交差事業に関すること (1) 連続立体交差事業の施行に係る関係機関等との協議・調整 (2) 長崎駅周辺連続立体交差事業促進協議会の運営（事務局） 【JR長崎本線連続立体交差事業の概要】 ア 事業概要 事業名称：JR長崎本線連続立体交差事業 事業主体：長崎県 都市計画決定：平成20年12月26日 事業区間：長崎市松山町～尾上町 約2.5km 事業期間：平成21年度～令和7年度 総事業費：約523億円 除却踏切：竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切 高架化駅：長崎駅、浦上駅 施行方法：仮線方式 イ 進捗状況 進捗率（事業費ベース）：約99%（令和6年度末）

課、室等	分掌事務
長崎駅周辺整備室	3 西九州新幹線（武雄温泉～長崎）に関すること (1) 着実な整備に向けた関係省庁、関係国会議員等への要望活動及び県、関係市、関係団体等との相互連絡調整 (2) 市民への広報、啓発活動 (3) 新幹線建設工事に係る関係機関等との協議・調整（減温水対策） 【西九州新幹線（武雄温泉～長崎）の概要】 ア 建設主体 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 イ 計画概要（武雄温泉～長崎間） 延長：約66km 事業費：約6,197億円（肥前山口～武雄温泉間の複線化を含む） 線路規格：標準軌（フル規格） 事業期間：平成24年度～令和7年度 ウ 進捗状況（西九州新幹線（武雄温泉～長崎）全体） 進捗率（事業費ベース）：約99%（令和6年度末） エ 主な経緯 昭和48年11月：整備計画決定 平成24年06月：工事実施計画（その1）認可（武雄温泉・長崎間）（FGT方式） 【用地・土木構造物】 平成27年01月：政府・与党申合せ（開業時期を平成34年度から可能な限り前倒し） 平成28年03月：九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る6者合意 （武雄温泉駅における対面乗換方式） 令和4年09月：西九州新幹線 開業

参考5 長崎駅周辺土地区画整理事業について



参考6 長崎駅東口の整備状況について

(1) 平面図



(2) 工事スケジュール

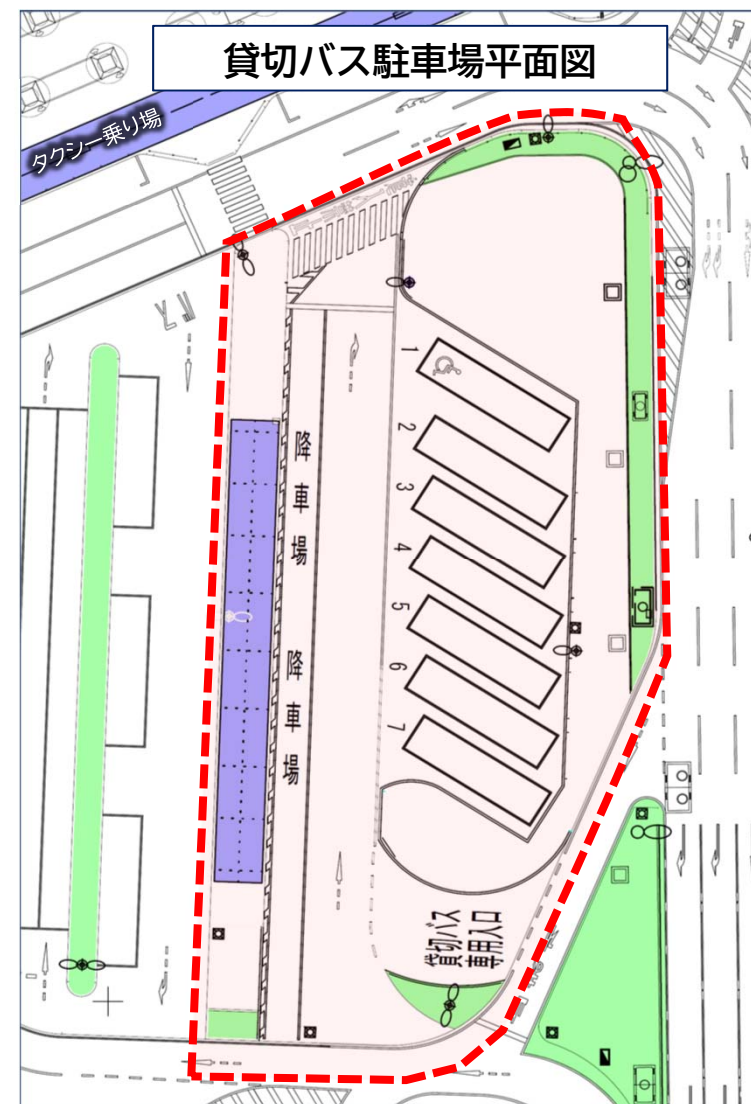
番号	場所	内容	令和 5 年度 (2023)												令和 6 年度 (2024)												令和 7 年度 (2025)												令和 8 年度 (2026)											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	東口交通広場	建築工事																																																
		舗装その他工事																																																
2	東西軸	建築工事																																																
		舗装その他工事																																																
3	多目的広場	舗装その他工事																																																
4	高架広場	撤去工事																																																
5	南北接続デッキ	歩道橋架設																																																
6	国道202号 (長崎県)	国道整備																																																

▲
現在

(3) 現況写真



(4) 交通広場の整備状況



・有料駐車場7台、降車場3台

参考7 連続立体交差事業について

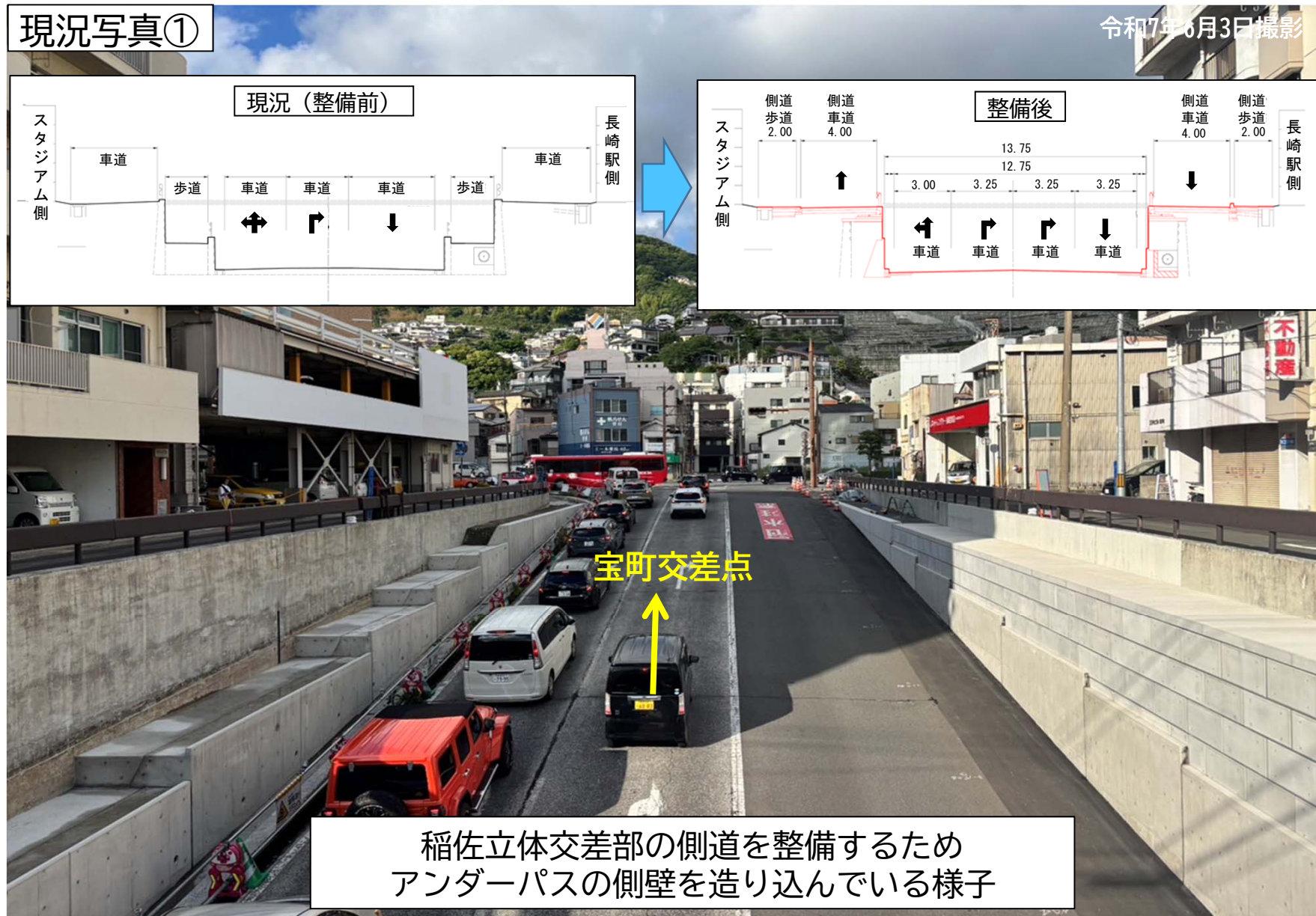
(1) 位置図

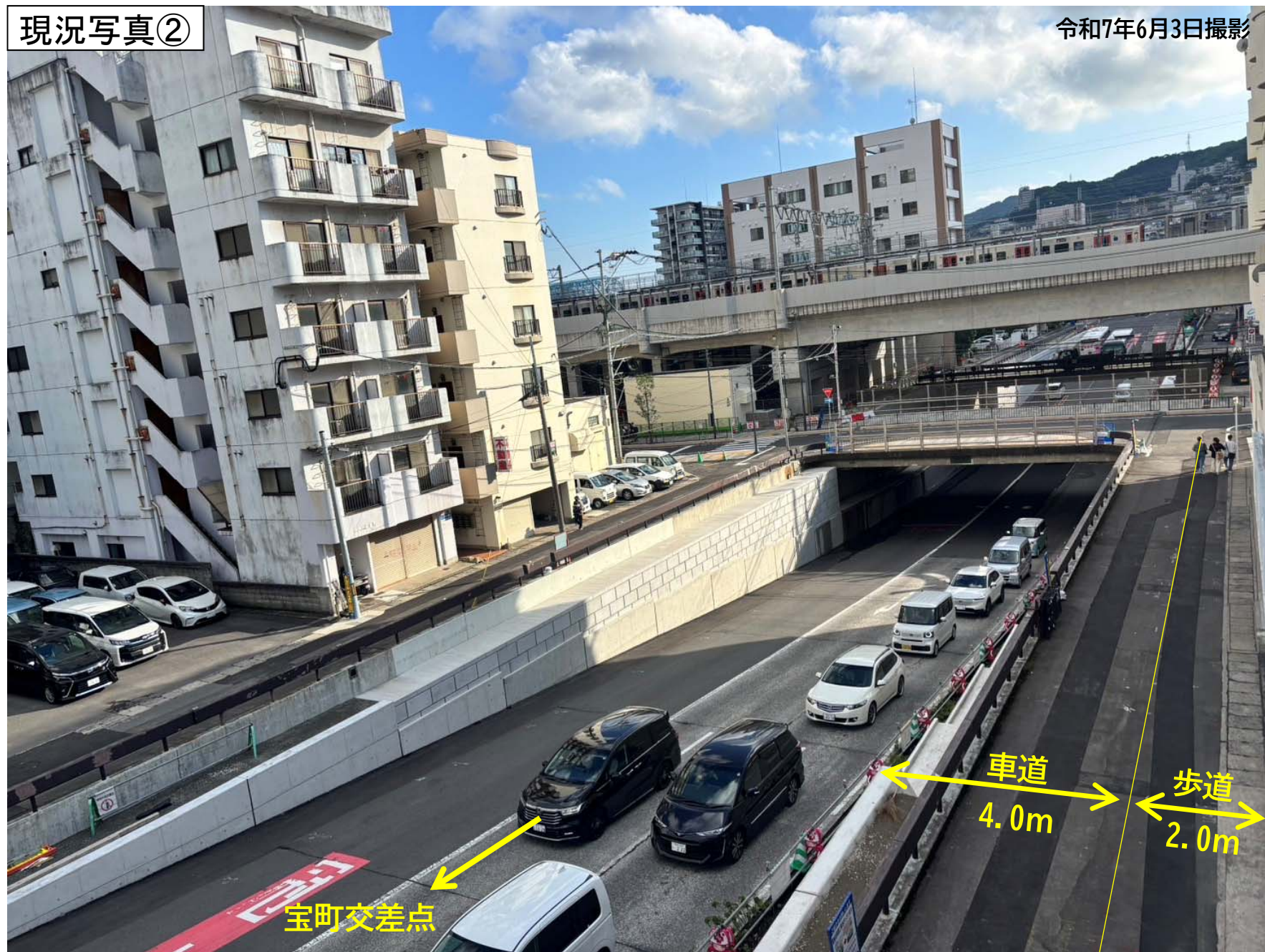
JR 長崎本線連続立体交差事業 位置図



(2) 整備状況

現況写真①







アンダーパスの側壁を造り込んでいる様子
(在来線高架下)



アンダーパスの側壁を造り込んでいる様子

現況写真⑤

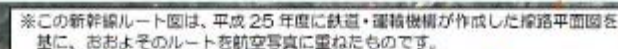
令和7年6月3日撮影

ポンプ制御室
(築造中)

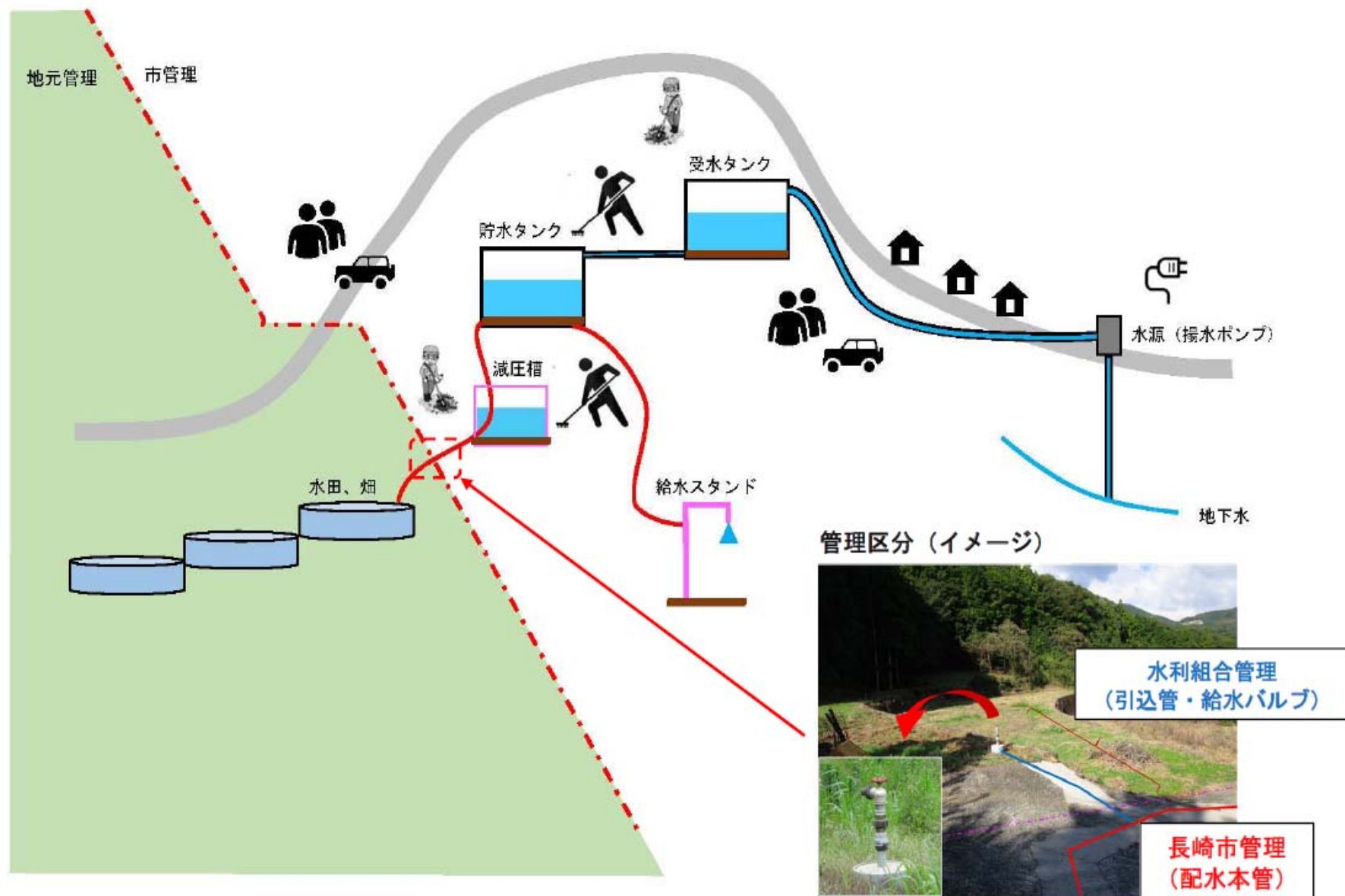
長崎スタジアムシティ

長崎駅東通り線・稲佐立体南側・ポンプ制御室を築造している様子

(1) 位置図



(2) 減渇水対策施設の管理区分 (イメージ)



(3) 減渇水対策施設写真

減渇水対策施設（現川地区）

親タンク



Aブロック水源井戸



小タンク



Aブロック送水基地



減漏水対策施設（現川地区）

減圧槽



給水スタンド



減圧弁



圃場用バルブ



(4) 減渇水対策スケジュール

項目 \ 年度	令和6年度(2024年)												令和7年度(2025年)												令和8年度(2026年)														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
機構における工事																																							
減渇水施設の用地買収																																							
水利組合との協定書締結																																							
機構との補償契約【施設】【補償金】																																							
基金条例の改正【補償金】																																							
減渇水施設の維持管理																																							
備考	※ スケジュールについては現時点での想定であるため、変更が生じる場合があります。																																						

課、室等	分掌事務
まちなか事業推進室	1 「まちぶらプロジェクト」に関すること (1) 目的 「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、長崎のまちの形が大きく変わっていかうとしている。 このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」において、長崎駅周辺や松が枝周辺と連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするもの。 (2) 対象エリア 新大工町から浜町を経て、大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化を進める。 (5つのエリア) 「新大工」、「中島川・寺町・丸山」、「浜町・銅座」、「館内・新地」、「東山手・南山手」 (3) 計画の構成 ア エリアの魅力づくり（地域の特性に応じた魅力の向上） イ 軸づくり（回遊性を高める環境づくり） ウ 地域力によるまちづくり（地域や市民自らによる、まちを守り、育て、創るための行動を支援） (4) 各エリア等の主な取組み ア エリアの魅力づくり (ア) 新大工エリア 【まちづくりの方針】商店街・市場を中心としたふだん着のまち 【主な取組み】片淵線（新大工工区）整備、電停バリアフリー化など (イ) 中島川・寺町・丸山エリア 【まちづくりの方針】和のたたずまいと賑わいの粋なまち 【主な取組み】まちなみ整備、歳時の顕在化など (ウ) 浜町・銅座エリア 【まちづくりの方針】長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち 【主な取組み】市街地再開発事業、銅座川プロムナード整備など

課、室等	分掌事務
まちなか事業推進室	(工) 館内・新地エリア 【まちづくりの方針】中国文化に触れ、食を楽しむまち 【主な取組み】土神堂前広場整備、新地町稲田町線整備など (オ) 東山手・南山手エリア 【まちづくりの方針】異国情緒あふれる国際交流のまち 【主な取組み】文化財保存整備（旧オルト住宅、旧長崎英国領事館等）、市有洋館活用、重点区域歴史まちづくり計画・実施計画策定など イ 軸づくり 【方向性】「まちなか軸」を基軸とした各エリア間の回遊性を高める環境の整備 【主な取組み】案内板や休憩所の整備、情報発信など ウ 地域力によるまちづくり 【方向性】地域や市民が行う「企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るための行動」に対し支援する。 【主な取組み】まちなか賑わいづくり活動支援事業 まちぶらプロジェクト認定事業、町家の活用など 2 中心市街地活性化基本計画に関すること (1) 認定日 令和2年3月30日 (2) 計画期間 令和2年4月から令和8年3月まで（6年間） (3) エリア面積 325ha (4) 基本方針 ア 雇用環境の充実 イ 交流の産業化の推進 ウ 暮らしやすさを実感できるまちづくりの推進 (5) 計画事業 87事業

参考9 まちぶらプロジェクトについて



課、室等	分掌事務												
景観推進室	1 景観計画に関すること (1) 景観形成重点地区 市全域の景観計画区域の内、特に景観形成が必要な7地区を重点地区に指定し、地域の特徴を活かした景観づくりを推進するもの。 平成24年 4月 外海地区、深堀地区の追加 平成26年 4月 高島北溪井坑跡地区の追加 平成27年 4月 中島川・寺町地区景観形成重点地区における建物高さ規制の見直し 平成29年 2月 外海地区の変更(大野、出津・牧野の区域拡大) 平成30年 1月 外海地区の変更(赤首、神浦の区域拡大) 平成30年11月 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針の変更 令和4年 4月 館内・新地地区 景観形成重点地区における建物高さ規制の見直し (2) 景観重要建造物 良好な景観形成に重要な建造物を指定するもの。 指定件数 20件（令和7年3月末現在） (3) 建築行為等に係る景観の届出・通知 民間の大規模な建築物の建築行為等に伴う届出及び公共事業に伴う通知 <table border="1" data-bbox="665 1050 1350 1369"> <thead> <tr> <th>対象行為（令和6年度）</th><th>届出件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地区における行為</td><td>60件</td></tr> <tr> <td>景観形成重点地区における行為</td><td>38件</td></tr> <tr> <td>開発行為等</td><td>0件</td></tr> <tr> <td>公共事業（通知）</td><td>94件</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>192件</td></tr> </tbody> </table>	対象行為（令和6年度）	届出件数	一般地区における行為	60件	景観形成重点地区における行為	38件	開発行為等	0件	公共事業（通知）	94件	合 計	192件
対象行為（令和6年度）	届出件数												
一般地区における行為	60件												
景観形成重点地区における行為	38件												
開発行為等	0件												
公共事業（通知）	94件												
合 計	192件												

課、室等	分掌事務
景観推進室	(4) 公共事業や大規模建築物等の総合的なデザイン調整 ア 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議 イ ながさきデザイン会議 ウ ながさきデザインアドバイザー エ 景観専門監 2 公共掲示板に関すること ふれあい掲示板 設置台数 58基（うち合併旧7町 20基） 3 屋外広告物に関すること (1) 屋外広告物の設置に係る許可 許可 596件（令和6年度） (2) 違反広告物除却推進（令和2年4月1日見直し） 市民からの違反広告物の通報により、違法な簡易広告物の除却を行うもの。 4 環長崎港夜間景観向上基本計画に係る夜間景観の整備に関すること 「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観の向上を図るもの 5 歴史的風致の維持及び向上に係る総合調整に関すること (1) 長崎市歴史的風致維持向上計画 地域固有の歴史・伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成された良好な市街地の環境である「歴史的風致」の維持及び向上を図るもの。 認定日：令和2年3月24日 計画期間：令和2年度～令和11年度 重点区域：東山手・南山手区域（約80ha） 地区の基本構想となるグランドデザインを令和3年11月に作成

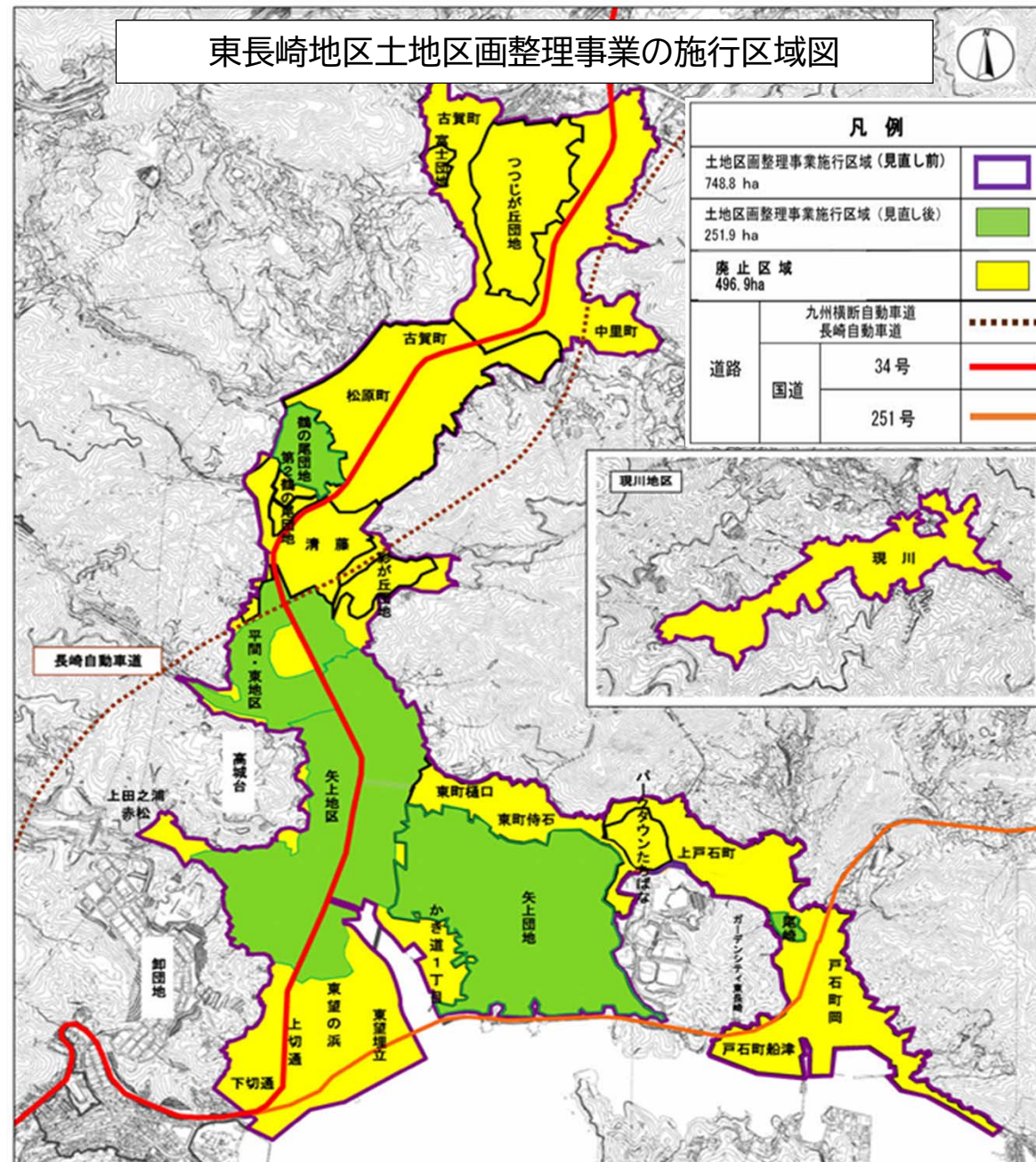
課、室等	分掌事務
景観推進室	(2) 長崎市歴史的風致維持向上協議会 重点地区及びその他の地区で、この計画に関連している事業についての進捗及び 時点修正を毎年度国へ報告する必要がある、年2回程度会議を開催し意見聴取を行う。 6 都市サインの整備に関すること（令和7年3月末現在） 誘導サイン 歩行者系282基、自動車系31基 案内サイン 案内サイン38箇所

課、室等	分掌事務																																
東長崎土地区画整理事務所	1 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理事業の施行に関すること (1) 趣旨 東長崎地区では、高度経済成長期による人口増に対応するため、良好な市街地の形成を目的として、昭和50年に「東長崎地区土地区画整理事業」を開始した。これまで、長崎市施行の「矢上地区」「平間・東地区」をはじめ、個人・組合施行による土地区画整理事業を実施し、東長崎地区のまちづくりに大きく貢献した。 なお、事業の長期化を踏まえ、令和2年3月に未着手区域を施行区域から除外した。 (2) 整備状況 <table><tr><th colspan="2">施行地区</th><th colspan="2">整備期間</th><th>面積</th></tr><tr><td rowspan="2">長崎市施行</td><td>矢上地区</td><td>S53～H19</td><td>整備済</td><td>105.5ha</td></tr><tr><td>平間・東地区</td><td>H14～R4</td><td>整備済</td><td>30.0ha</td></tr><tr><td rowspan="3">個人・組合施行</td><td>矢上団地</td><td>S55～H4</td><td>整備済</td><td>102.6ha</td></tr><tr><td>鶴の尾団地</td><td>S55～H3</td><td>整備済</td><td>12.3ha</td></tr><tr><td>東長崎尾崎</td><td>H7～H8</td><td>整備済</td><td>1.5ha</td></tr><tr><td colspan="4">全体面積</td><td>251.9ha</td></tr></table> 長崎市施行地区については、現在、清算金の徴収事務を引き続き行っている。	施行地区		整備期間		面積	長崎市施行	矢上地区	S53～H19	整備済	105.5ha	平間・東地区	H14～R4	整備済	30.0ha	個人・組合施行	矢上団地	S55～H4	整備済	102.6ha	鶴の尾団地	S55～H3	整備済	12.3ha	東長崎尾崎	H7～H8	整備済	1.5ha	全体面積				251.9ha
施行地区		整備期間		面積																													
長崎市施行	矢上地区	S53～H19	整備済	105.5ha																													
	平間・東地区	H14～R4	整備済	30.0ha																													
個人・組合施行	矢上団地	S55～H4	整備済	102.6ha																													
	鶴の尾団地	S55～H3	整備済	12.3ha																													
	東長崎尾崎	H7～H8	整備済	1.5ha																													
全体面積				251.9ha																													

課、室等	分掌事務										
東長崎土地区画整理事務所	(3) 区域見直しの経緯 東長崎地区の土地区画整理事業施行区域748.8haの見直しを行い、長期未着手区域等の496.9haを廃止し、長崎市及び組合・個人が施行する土地区画整理事業の251.9haへ施行区域を縮小したもの。 【見直しの背景】 ・社会経済情勢等の変化に伴う土地区画整理事業の必要性の変化 ・未着手区域における長期に渡る建築制限等による影響 <table border="1" data-bbox="645 699 1807 1007"> <thead> <tr> <th>年 月</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S 38.4</td><td>旧東長崎町編入</td></tr> <tr> <td>S 50.12</td><td>土地区画整理事業の都市計画決定(面積 714.9ha)</td></tr> <tr> <td>H 13.10</td><td>土地区画整理事業の都市計画変更(面積 748.8ha)</td></tr> <tr> <td>R 2.3</td><td>土地区画整理事業施行区域の都市計画変更(面積 251.9ha)</td></tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	S 38.4	旧東長崎町編入	S 50.12	土地区画整理事業の都市計画決定(面積 714.9ha)	H 13.10	土地区画整理事業の都市計画変更(面積 748.8ha)	R 2.3	土地区画整理事業施行区域の都市計画変更(面積 251.9ha)
年 月	内 容										
S 38.4	旧東長崎町編入										
S 50.12	土地区画整理事業の都市計画決定(面積 714.9ha)										
H 13.10	土地区画整理事業の都市計画変更(面積 748.8ha)										
R 2.3	土地区画整理事業施行区域の都市計画変更(面積 251.9ha)										

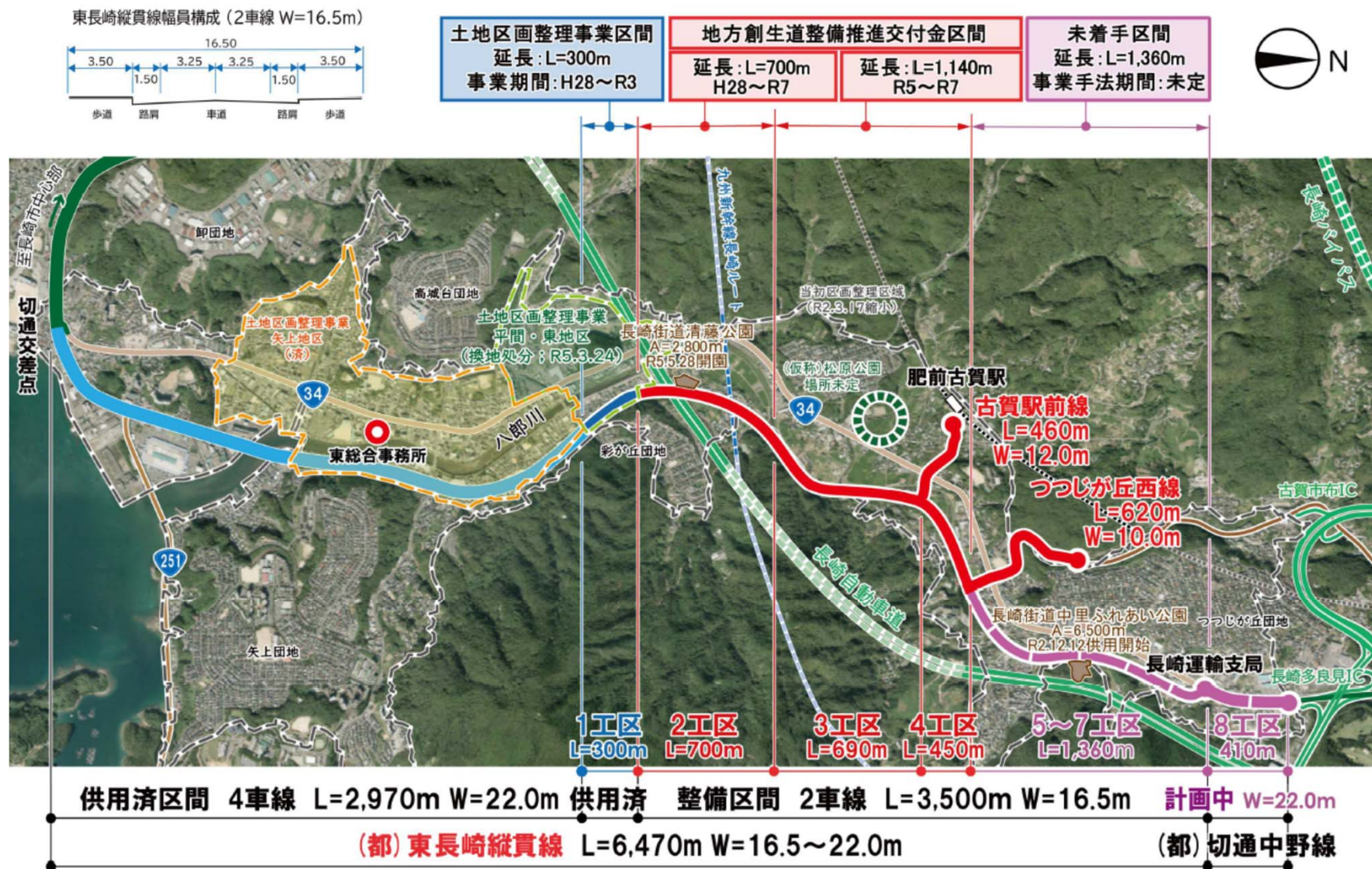
課、室等	分掌事務
東長崎土地区画整理事務所	2 東長崎地区土地区画整理事業廃止区域における都市基盤施設整備事業の施行に関すること
	(1) 趣旨
	東長崎地区土地区画整理事業の廃止区域において、良好な居住環境の創出を図るため、土地区画整理事業の手法に代わり、道路や公園などの都市基盤を整備するもの。
	(2) 整備状況

参考10 東長崎地区土地区画整理事業について



参考11 都市基盤施設整備事業等について

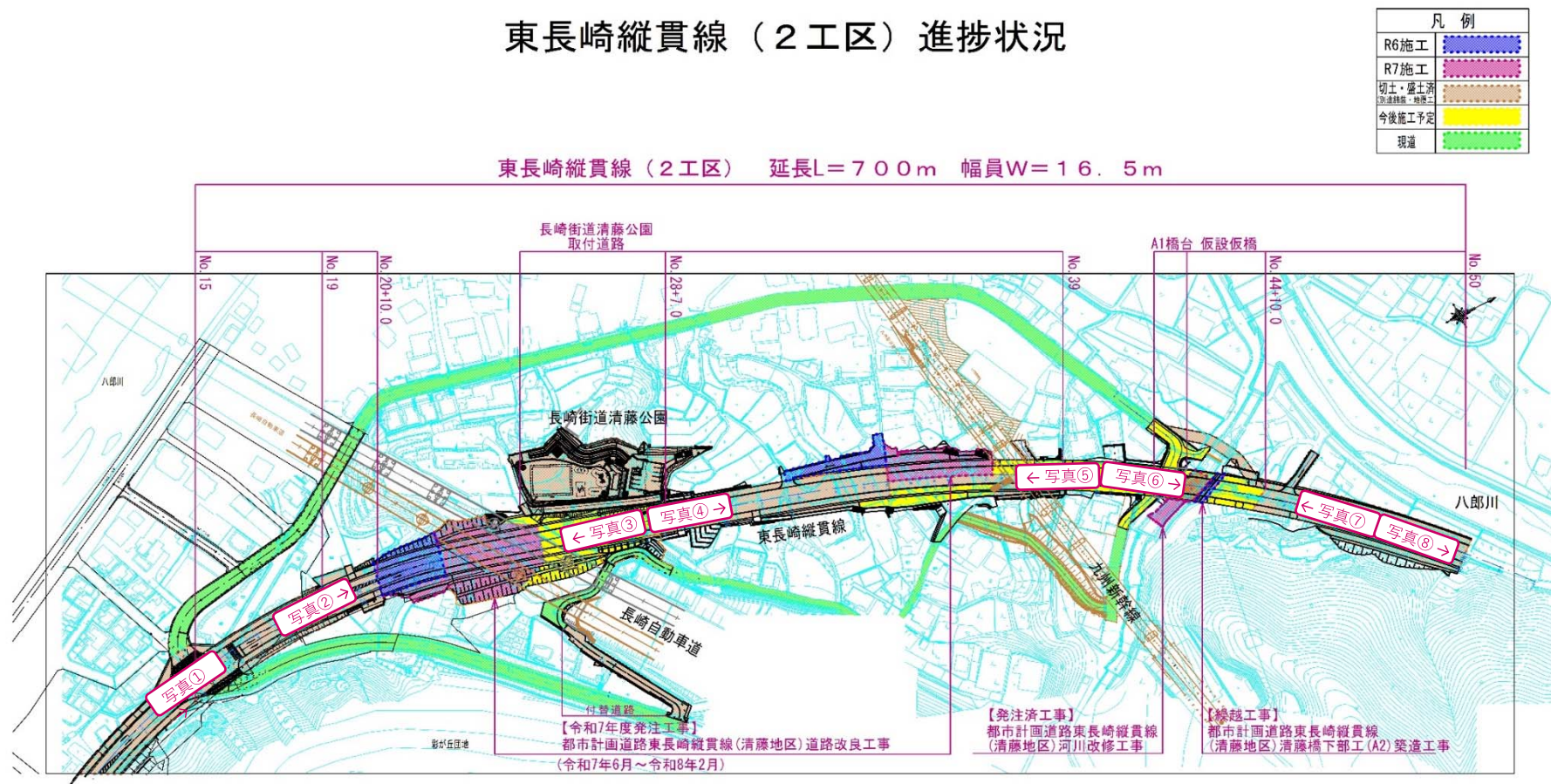
(1) 位置図



(2) 都市計画道路東長崎縦貫線について

ア 2工区

東長崎縦貫線（2工区）進捗状況



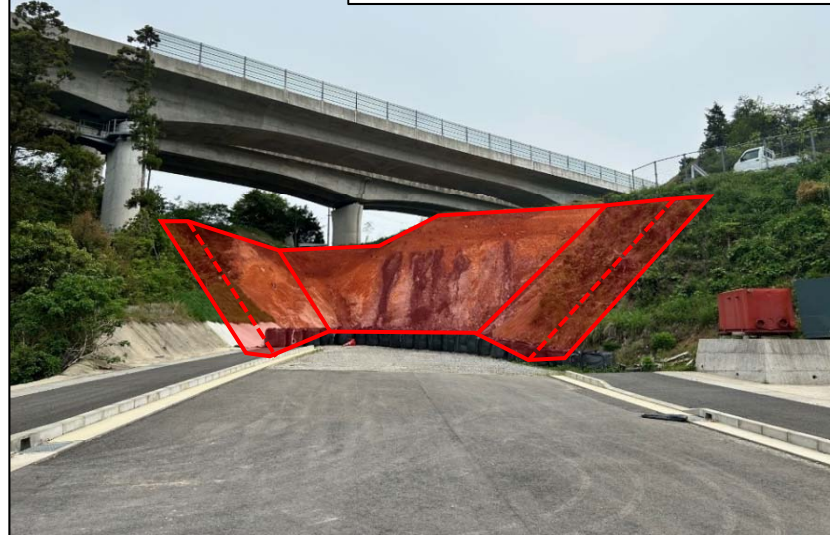
写真①

彩が丘団地入口付近から
長崎自動車道高架下を望む（遠景）



写真②

彩が丘団地入口付近から長崎
自動車道高架下を望む（近景）



写真③

長崎街道清藤公園付近から
長崎自動車道高架下を望む



写真④

長崎街道清藤公園付近から
西九州新幹線高架下を望む



写真⑤

清水川付近から西九州新幹線
高架下を望む



写真⑥

西九州新幹線高架下付近
から清水川を望む



写真⑦

清水山付近から清水川方面を望む



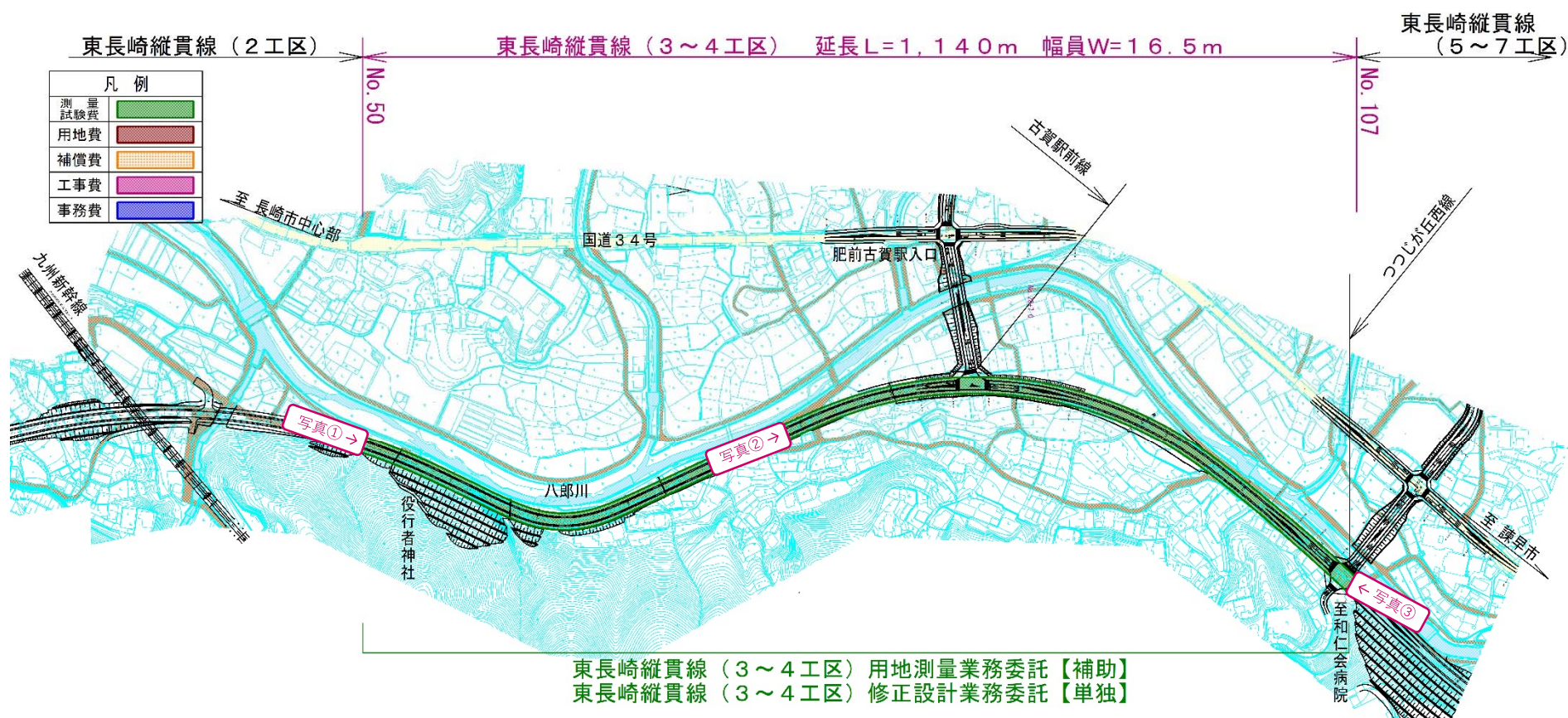
写真⑧

清水山付近から2工区終点を望む



イ 3～4工区

令和7年度 東長崎縦貫線（3～4工区） 進捗状況



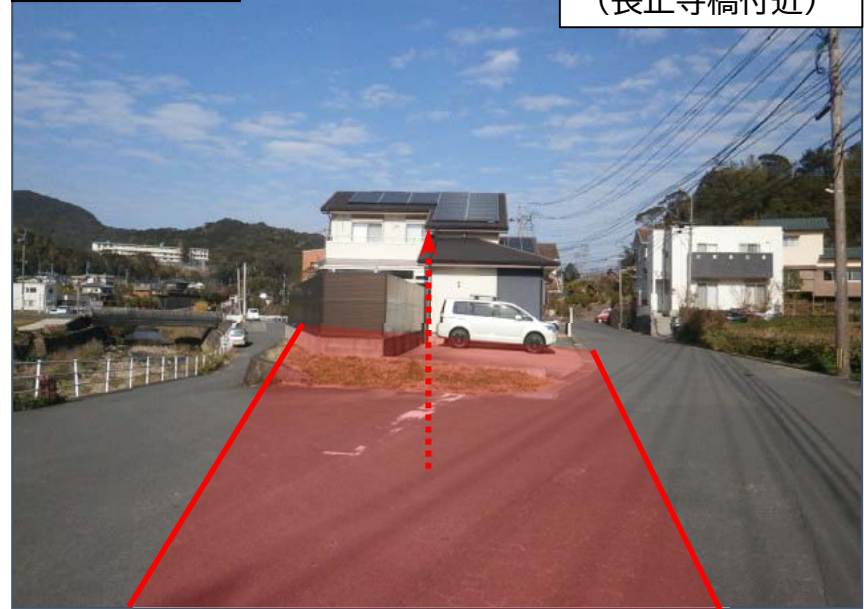
写真①

3工区起点から古賀方面を望む



写真②

3工区中間地点
(長正寺橋付近)



写真③

4工区終点
(慶正庵橋付近)



ウ 今後の予定

●令和7年度

- ・東長崎縦貫線（2工区）：工事（継続）
- ・東長崎縦貫線（3～4工区）：用地測量等
- ・全体事業計画：国庫補助に係る事業計画作成（R8～R12）

●令和8年度～

- ・東長崎縦貫線（2工区）：早期完成を目指す
- ・東長崎縦貫線（3～4工区）：用地測量、地元協議、
用地交渉
→部分改良含め早期効果発現を目指す